

2023 年度 事業計画書

NPO 法人 虹のかけはし

I. 法人

1. 目的

この法人は、障がいのある方々が、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

2. 理事・監事・第三者委員

理事長	1名
理事	5名
監事	2名
第三者委員	1名

3. 理事会・監事監査・第三者委員会

①理事会の開催

開催予定	主な議題
2023年5月	2022年度事業報告・決算報告について 等
2024年3月	2024年度事業計画・予算について 等
臨時開催	事業運営の必要に応じて

②監事監査の実施

実施予定	主な議題
2023年5月	2022年度事業報告・決算報告について 等
臨時開催	事業運営の必要に応じて開催

③第三者委員会の開催

実施予定	主な議題
2023年11月	各事業の福祉サービスについての報告
臨時開催	事業の運営の必要に応じて

4. 事業経営

この法人は、障がい福祉サービス事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

5. 実施する事業の種類

- (1) 就労継続支援 A 型事業（障がい福祉サービス事業所 大地）
- (2) 就労定着支援事業（障がい福祉サービス 大地）
- (3) 共同生活援助事業（ご近所さん、グループホーム四日市）
- (4) 特定・一般相談支援事業（相談支援事業所「空」）
- (5) 自立生活援助事業（相談支援事業所「空」）

6. 事業の実施体制

事業は、障がい福祉サービス事業所 大地、相談支援事業所「空」の2つの拠点において実施する。法人全体の業務を統括するとともに、各拠点等における横断的な取組事項及び各拠点等の連携・調整、人材育成等に取り組む。

7. 委員会活動

- (1) 防災対策委員会
- (2) 衛生委員会
- (3) 研修委員会
- (4) 安全推進委員会
- (5) 権利擁護・虐待防止委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 芸術活動推進委員会

8. 職員研修計画

- (1) 採用時研修
- (2) 初任者研修
- (3) 中堅者研修
- (4) 管理職研修

- (5) 権利擁護・虐待防止研修
- (6) 安全運転研修
- (7) 強度行動障害支援者養成研修
- (8) サービス管理責任者実践・更新研修
- (9) 外部研修
- (10) 先進地視察研修

9. 重点事項

- (1) 人材確保・育成、組織風土づくりについて
 - ①サービス管理責任者の育成
 - ②職員研修における重点的な取組み
 - ・中堅職員の育成検討

9. 法令遵守に関する事項

- (1) 虐待防止・身体拘束適正化に関する職員意識の向上

II. 各事業の計画

1. 障がい福祉サービス事業所 大地

(1) 目的

生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の活動の便宜を適正かつ効果的に行うものとする。事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。地域との結びつきを重視し、市町村、他の障がい福祉サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。法及び「指定福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等関係法令を遵守する。

(2) 定員

20名	(登録 男性：20名	うち	精神福祉保健手帳所持者	9名
			療育手帳所持者	10名
			※身体障害者手帳所持者	2名
	女性：8名	うち	精神福祉保健手帳所持者	2名
			療育手帳所持者	5名
			身体障害者手帳所持者	1名
				計28名)
				※重複障害

(3) 職員

管理者	1名※	サービス管理責任者	1名※
職業支援員	6名	生活支援員	1名※
賃金向上達成指導員	1名	事務員	1名
調理員	1名	運転手	2名
			※兼務

(4) 支援計画

①生活支援

- ・ 総合健康診断の実施

- ・ インフルエンザ予防接種の実施
- ・ 給食提供（給食サービスの嗜好調査の実施）

②就労支援

- ・ 就労先サービスの提供
 - (a) ぶどう園管理作業
 - (b) いちご農園管理作業
 - (c) 自動車部品組み立て作業 等
- ・ 一般就労に向けて実習等の支援

(5) 余暇活動

- ① スポーツ教室
- ② 勉強会

(6) 行事

- ①メンバー会議
- ②メンバー交流会
- ③新春の集い・成人を祝う会

(7) 送迎

- ① 安心院事業所コース
- ② いちご農園班コース
- ③ 自動車班コース

(8) 重点事項

- ① 職員の支援力資質向上、人材確保
(利用者さんの権利擁護研修、虐待防止研修、サービス管理責任者育成)
- ② コンプライアンス意識の徹底、ハラスメント防止等、メンタルヘルス対策
- ③ 各業務継続計画（BCP）の策定、実行
- ④ サービスの法令遵守の徹底

2. 障がい福祉サービス事業所 大地（就労定着支援）

（1）目的

就労した障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業、指定障がい福祉サービス事業者、医療関係等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。利用者の必要な時に必要なサービスが提供できるよう努めるものとする。利用者の就労の継続を図るため、企業、指定障がい福祉サービス事業者、医療機関等との密接な連携に努めるものとする。障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（2）職員

管理者	1 名※	サービス管理責任者	1 名※
就労定着支援員	1 名※		

※兼務

（3）定員(登録者)

登録	2 名	うち	療育手帳所持者	1 名
			精神福祉保健手帳所持者	1 名

3. ご近所さん、グループホーム四日市

(1) 目的

地域にある住宅で共同生活をしながら、利用者一人ひとりが各々にあった支援を受けることによって、安心して自立した暮らしを目指せる生活の場を提供することを目的とする。

(2) 基本情報

運営主体	NPO法人 虹のかけはし			
サービスの提供形態	介護サービス包括型			
事業所名	グループホームご近所さん		グループホーム四日市	
所在地	宇佐市大字四日市3010番地 県営小峰団地 1A-7棟 111号室 118号室		宇佐市大字石田135番地1 クイーンハイツ石田 B棟 103号室 105号室 203号室 205号室	
事業開始日	平成27年2月1日		平成27年4月1日	
利用定員	4名		7名	
利用者数 (5年4月)	4名 男性 4名 (精神2名 知的2名)		7名 男性3名 (精神1名 知的2名) 女性4名 (知的4名)	
職員配置	管理者	常勤兼務 1名	管理者	常勤兼務 1名
	サービス管理責任者	常勤兼務 1名	サービス管理責任者	常勤兼務 1名
	生活支援員	常勤兼務 1名	生活支援員	常勤兼務 2名
	事務員	常勤兼務 1名	事務員	常勤兼務 1名
	世話人	非常勤専従4名	世話人	非常勤専従4名
利用料 *家賃は上限1万円の 家賃補助を利用	家賃	2,450円	家賃	19,150円
	食材費	18,130円	食材費	14,000円
	光熱費・共益費	12,120円	光熱費・共益費	14,350円
	合計	32,700円	合計	47,500円

*光熱費については、余剰金は本人に返金、不足する場合は追加徴収する。

(3) 事業内容（共通）

①基本方針

地域における共同生活住居において、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、各々の心身の状態および置かれている環境に応じて必要な日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。

サービスの提供にあたっては、利用者の状態に応じて、自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるよう必要な支援に努める。

また、一人暮らし等を希望する利用者に対しては、一人暮らし等への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を行う。

②サービスの内容

・ 「個別支援計画」の作成

利用者の意思や家族の意向等を聞き、将来の目指す生活像を共有するとともに、相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画」に沿って、グループホームでの生活における1年間の目標やその実現に向けた具体的な支援の方法について「個別支援計画」を作成し、担当職員全員が共通理解のもと、支援に当たる。

・ 相談及び援助

利用者や家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握して、必要に応じて適切な相談、助言、援助等を行う。

・ 生活力向上のための支援

利用者の状態に応じて、掃除、洗濯、料理等、日常生活上必要な家事等に関する力を身につけられるよう、一緒に行い、仕方を教え、適宜、確認を行う機会を設定する。また、特に一人暮らしを希望する利用者については、ごみの分別や回覧板の回し方など地域生活に必要な知識や情報、力の習得を目指して支援する。

・ 食事の提供

世話人が栄養のバランスと各人の嗜好も加味して、バラエティーに富んだ献立を工夫し、食事を提供する。平日は、朝、夕の2食、土、日曜日は、夕食を提供する。みんなで食事をするにあたって、最低限必要なマナーに

ついて指導する。

- ・ 健康管理

日常生活上必要なバイタルチェックや服薬、その他必要な管理、記録を行う。体調等により必要な通院を介助する。就労先等で健診が受けられない利用者は、特定健診等が受診できるよう援助する。集団で生活をしている関係上、インフルエンザ等感染症の予防接種は、利用者、職員の全員が接種することを原則とし、経費の半額を補助する。全身的な病気の予防と健康維持のために、歯科検診の受診を勧め、助成を行う。肥満解消と健康増進のため、運動プログラムへの参加を促し、ウォーキングに誘う等、日常生活に運動を取り入れる工夫をする。

- ・ 金銭管理の援助

生活費の管理や使い方等について、必要に応じて相談支援を行う。また、希望者については、通帳等を預かり、管理する。

- ・ 余暇活動の支援

休日に、定期的買い物や外出支援、昼食づくり等を行う。年に1回、グループホーム利用者の旅行を実施する。（5年度は1泊旅行の予定）

- ・ 緊急時の対応

緊急連絡先を掲示し、体調不良や災害などの緊急時には、職員と連絡が取れるような体制を整える。また、火災や災害に備え、1年に1回、避難訓練を実施し、避難、消火、通報・連絡の訓練を行う。

- ・ 日中活動の場等との連絡・調整

必要に応じて利用者の就労先または日中活動サービス提供事業所等との連絡調整を行う。

- ・ その他日常生活に必要な援助

行政機関に対する手続きや就労先への提出物等について相談にのり、各々の状態に応じて代行あるいは同行して行ったりする。

- ・ 体験利用における支援

当グループホームに入居を希望する人に対して、入居後の生活に関する不安の軽減等を目的として、正式な利用契約の前に「体験利用」として支援を行う。本グループホーム利用者で一人暮らし等を希望する人については、相談支援事業所等と連携しながら、「地域移行のための安心生活支援事業」やグループホームのサテライトの利用等、一人暮らしを目指して段階的に支援する。

- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う事業の実施

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示 第395号 第一の二の3）」に規定する地域生活支援拠点等として、同一法人の事業所と共に、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を担う。

(4) その他

① 会議の開催

- ・ ご近所さん会議（GHご近所さん）

- ・ 四日市会議（GH四日市）（それぞれ 1回／月 開催）

利用者と世話人、職員とが、近況を報告し合い、問題点を出し合い解決策を探り、住みやすくよりよいグループホームにするための意見交換を行う。

- ・ 世話人会議（1回／月 開催）

世話人と職員が、利用者やグループホームの状況について情報交換し、利用者への支援の仕方やグループホームの運営管理について協議する。

(6) 清掃

- ・ 共有スペースの清掃、確認（部屋ごとに曜日を決めて実施）
- ・ 地区の清掃への参加

(7) 見守り隊の実施

- ・ 服薬確認と利用者の夜間の見守りを兼ねて、毎晩8時に、職員が交代でグループホームを訪問する。

(8) 研 修

- ・ 世話人が、栄養バランスの取れた献立や病気予防のための献立について学ぶ機会を設ける。利用者の障がいや特性を理解し、日常の行動の背景を共通理解する機会を設ける。

4. 相談支援事業所「空」事業計画

(1) 事業目的

利用者が保健、医療、福祉、就労支援、教育等の必要なサービスを利用できるよう情報の提供および助言、調整等を行い、当該利用者がサービスを利用しながら地域において、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようになることを目的とする。

(2) 運営する事業

① 相談支援事業

(特定相談支援)

・ 指定計画相談支援

(一般相談支援)

・ 指定地域移行支援

・ 指定地域定着支援

② 自立生活援助事業

(2). 基本情報

運営主体	NPO 法人 虹のかけはし	
事業所名	相談支援事業所 空	
所在地	宇佐市大字南宇佐 2 1 5 8 - 4	
①相談支援事業		
事業の種類	1 - ①. 特定相談支援	1 - ②. 一般相談支援
提供サービス	・ 指定計画相談支援	・ 指定地域移行支援 ・ 指定地域定着支援
事業開始日	平成 27 年 4 月 1 日	令和 2 年 2 月 1 日
職員配置	管理者	常勤兼務 1 名
	相談支援専門員	常勤兼務 1 名

②自立生活援助事業		
事業の種類	自立生活援助	
提供サービス	・ 指定自立生活援助	
事業開始日	令和元年 10 月 1 日	
職員配置	管理者	常勤兼務 1 名
	サービス管理責任者	常勤兼務 1 名
	地域生活支援員	常勤兼務 1 名

(3) 事業内容

①基本方針

利用者が地域において、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう常に当該利用者の立場に立ち、その心身の状況、その置かれている環境等に応じて必要な情報の提供および助言、その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携のもと、本人の選択に基づき、適切かつ効果的に提供できるように努めるとともに、専門的人材の育成、地域の体制づくりに寄与する。

④サービスの内容

・計画相談

サービス利用支援：利用者の意向、適正、障がいの特性その他の状況およびその置かれている環境に応じて、サービス等利用計画を作成し、必要なサービスが利用できるようにする。

継続サービス利用支援：サービス等利用計画に基づき提供されているサービスの評価を行い、サービスを継続して利用できるようにする。また、必要があればサービスの変更、追加、調整を行う。

・一般相談支援

地域移行支援：地域における生活に移行するために重点的な支援が必要な利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談とその必要な支援を行う。

・地域定着支援：居宅において単身等で生活する利用者にたいし、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

5. 自立生活援助

(1) 自立生活援助

居宅において単身等で生活する利用者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供および助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な支援を行う。

1. 2. 共通

・地域生活支援拠点等の機能：相談、緊急時の受け入れ先や、体験の場の確保、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を担う。

Ⅲ. 特定非営利活動に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の人数	受益対象者の人数	支出見込み額 (千円)
就労継続支援 A型事業	就労の場のサービス提供	通年	宇佐市	13名	28名	32,900
共同生活援助 事業	一人暮らしに向けた訓練の場の提供	通年	宇佐市	9名	11名	12,100
相談支援事業	相談・計画作成のサービスを提供	通年	宇佐市	2名	37名	2,400
自立生活援助 事業	一人暮らしの利用者さんの支援	通年	宇佐市	2名	4名	1,600
就労定着支援 事業	一般就労している利用者さんの支援	通年	宇佐市	2名	2名	2,000